

2021年1月18日

区役所・市内福祉施設 各位

川崎市健康福祉局  
川崎市医療調整本部

蔓延期における高齢者・障害者施設内陽性者の入院対応について（協力要請）

- ・蔓延期である現状、市内だけでなく県内全体で陽性者入院病床に余力はありません。
- ・現状は「命を最優先して病床配分を行うフェーズ」であることから、当面、緊急性がない施設内陽性者については自施設内で療養継続とせざるを得ない状況です。
- ・しかしながら、緊急性がない軽症・無症状であっても、施設側から119要請される例が多発しており、これにより、陽性者病床コントロールのみならず、救急隊の長時間拘束、近隣救急医療機関への過負荷など、コロナに限らずに地域救急医療に深刻な影響を与えています。
- ・蔓延期における医療現場の不要な混乱を削減させ、「救える命を救えない事態を避ける」よう、以下の指針に即した対応・調整の周知徹底を厳に要請します。

#### <入院調整の依頼における指針>

1. **区役所**は、入居者の検査にあたり、できる限り PCR（または抗原定量）による陽性判定を行うこと  
⇒ 抗原定性のみでは信頼度が確保されないため、入院調整が困難
2. **施設**は、利用者に発熱等の症状がみられる場合、DNAR（延命処置・人工呼吸器装着希望の有無）を含む「利用者等基礎情報リスト」（市ホームページ掲載）を作成していることを必ず確認すること  
⇒ DNAR 不明の場合、適切な医療機関の選定や入院調整が困難
3. 下記状態の症例が発生したら、施設は『区役所へ』入院調整依頼すること  
⇒ 下記状態以外の症例の入院調整については、極めて困難
  - 呼吸状態の著しい悪化（酸素投与無しで SpO2 92%未満、等）
  - 意識状態の著しい低下
  - 24時間以上、食事水分摂取全く不可
4. **施設**は、入院調整依頼は必ず『日中（9時から17時）に』『区役所へ』行うこと
  - 夜間の入院調整は現実的には不可能なため、翌朝に入院依頼を
  - 施設からの119要請は、重症・急変時に限る。軽症・中等症の入院選定は、昼夜問わず、救急隊でも現実的には不可能
5. **区役所**は、施設から入院依頼があれば
  - 詳細聴取し、3. の状態であれば、必ず『日中に』『市本部へ』調整依頼すること
  - 蔓延期においては、区役所から陽性受入病院への直接依頼は不可
6. 入院後、医療処置（酸素、点滴など）が不要となった症例については、療養期間終了を待たずに退院し、施設へ帰還することもあり得る（施設側に特段の理由があればこの限りでない）